

THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



WEEKLY

なごや ちくす

題字 黒野清宇

名古屋千種ロータリークラブ
 承認 1982年 8月24日
 例会日 火曜日 12:30
 例会場 愛知厚生年金会館
 事務局 TEL763-5110 FAX763-5121
 会長 山本 眞輔
 幹事 吉田 玄
 会報委員長 池森 由幸

No. 35

率先しよう

LEAD THE WAY

2006~2007年度 RI会長 ウィリアム(ビル)B.ボイト

きょうの例会
 第1178回 平成19年4月24日(火)
 友愛の日

先週の記録
 第1177回 平成19年4月17日(火) 晴

- ◆“君が代”
- ◆“奉仕の理想”

牧野登志子さん会葬お礼挨拶

先日は母の葬儀に遠方にも拘らず御会葬をいただき、多数の方より丁寧なご弔電を賜り有り難うございました。

皆様のご厚情に感謝申し上げます。

◆出席報告

会員	59 (57) 名	出席	45名
出席率	78.95 %		
前々回	4月3日(修正出席率)	85.19 %	

吉田幹事報告

- 1) 本日例会終了後、理事役員会を開催いたしますので、理事役員はそのままお残り下さい。
- 2) ロータリーの友4月号とガバナー月信が来ておりますのでお帰りにお持ち下さい。

伊藤健文君受賞



3月14日愛知県芸術文化選奨文化賞を受賞された伊藤君に山本会長より花束を。

山本会長挨拶

雨の宮川堤、満開の桜下の散策、春の家族会、伊勢神宮の垣内参拝、何度お参りしても身の引き締まる経験でございました。その後和田金での例会、食事会、と充実した行事が出来ました。参加いただきました皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。又先週は6RCの合同例会にご出席、ご苦労様でした。

本日は久しぶりに例会場に戻ってきた思いでございます。四月は私にとりまして大変忘れられない月になりました。昨年、4月10日、親しい友、11日に師匠、と相次いで鬼籍に入りました。今年は偲ぶ会、一周忌と相次いでさせていただきました。つい先日、14日、師匠の一周忌を東京は上野寛永寺根本中堂にて営みました。その後食事会の時、導師をしていただいた寛永寺の執事長から大変いいお話を聞きましたのでご紹介させていただきます。

ある人が死後、閻魔様の前でお裁きを受けました。お前は生前それほど悪事もしていないよだから極楽に行きなさいということになりました。この路をまっすぐいくと路が二つにわかれているから指図のようにすすみなさいといわれ進んできますと左地獄、右極楽という案内板のある分かれ道にまいりました。急ぐ旅でもなし、どうせ自分の行く先は極楽と決まっているのだから一度地獄とやらを見てみようと思ひ左の道を選びました。しばらく進んでまいりますと大きな立派な家があり、たくさんの人が其中でわいわいがやがやしておりました。何かかと思ひ中に入ってみますと、大きなテーブルに美味しそうな素晴らしい山海の珍味がありそのまわりにたくさんの人が集まっておりました。テーブルの周りにはたくさんの椅子があり全ての人が左手をこの椅子に繋がれておりました。右手は自由でしたがご馳走を食べるには箸を使わなければならない決まりがありました。この箸がとてつもなく長い箸でした。この箸では自分の口には届きません。誰もがご馳走を目の前にしてどうしたら他人より先にご馳走にありつけるか、お前は手を出すなわしが先じゃ、我が先じゃと目を血走らせ大騒ぎしておりました。ご馳走を目の前にして誰一人食べる事も出来ず、それ

はそれは大変な騒ぎでした。やはりこんなところはいやだと案内板まで引き返し極楽にむかいました。極楽につくと驚いた事に地獄と同じ大きな家、山海の珍味、たくさんの人、左手は椅子に繋がれ、長い箸を持たされ、地獄と全く同じでした。ただ一つ違ったのはそこに居る人たちは長い箸を使い自分の口にご馳走を運ぶのではなく向こうに居る人の口にご馳走を入れてあげていました。あいての人は感謝し、あなたはなにがおすきですかとたずね長い箸でご馳走をつかみ、お返しをしていました。みんなご馳走を楽しみ、にこにこしておりました。

以上、執事長のお話をご紹介させて頂きました。

◆卓話「税理士の業務について」 会員 久野峯一君



今日は「税理士の業務について」とのテーマでお話の機会を頂きありがとうございます。

税理士は税の専門家として④税理士しかできない独占業務は①税務代理 ②税務書類の作成 ③税務相談の業務を行うとともに⑧税理士もできる業務として④会計業務や⑤訴訟において補佐人として陳述したり、⑥税に関する専門的知識を活かし税務支援、裁判所の民事・家事の調停制度へ参画したりさらには⑦コンサルティング業務等を行っています。

さて、税理士の生い立ちは昭和17年の税務代理士法によって法制化されその後、昭和26年に現在の税理士法に改編され数度の改正を経て今日に至っています。

では税務代理士法制定前はというと遠い昔の話はさておき我が国が近代国家としてスタートした明治初期の税制は江戸時代の租税制度の色彩が強く残った農民を中心とした「地租」が中心となっていました。

明治も20年になりようやく「所得税」が創設されましたが、これは個人商工業者だけを対象とした税であり、税率も1%から3%であったため、租税紛争もあり表面化するものではなかった様です。

明治30年に「営業税法」が創設され商工業者は広く一様に課税がされることとなり納税者の税負担が重くなりました。そこに税務の相談を受ける者が現われてきました。

その後、日露戦争(明治37年)日華事変(昭和12年)太平洋戦争(昭和16年)とたび重なる戦争にかかる戦費調達のため国民にかかる税負担は次第に重くなりこれに伴い税務の代理等を専門に行う者が多数発生してきました。

このため昭和17年に国は税務代理業者の資格を限定

するとともに許可制とする税務代理士法を制定しました。

我国は戦後、民主化の道を歩みはじめ税制も従前の賦課課税制度から申告納税制度へと改正が行なわれました。

これにともない税理士法もシャープ勧告を受け、いままでの税務代理士選考会の選考による許可制ではなく、専門的知識の有無をチェックする筆記試験制度が採用され税務官吏と同じ程度に税に精通し納税者の代理を務め得る税理士を目指し昭和26年6月に税理士法が成立し現在の税理士制度の基盤が出来ました。

現在、税理士は全国17の税理士単体会で約7万 명이登録されており。ちなみに地元名古屋税理士会には約4千 명이所属しています。

近時、皆様ご承知のとおりわが国の経済情勢は国際化、電子化、情報化、規制緩和、さらには少子高齢化の波に晒されていますが税理士も例外ではなくこの影響を強く受けています。

税理士法が創設されてから半世紀を過ぎる年月を経てきましたが税理士を取り巻く環境も大きく変化しています。

その具体例の一は電子化でしょう。私の開業した35年前には計算手段がソロバンから電卓に移行したところでしたが今はコンピュータ時代に入りファクシミリ・パソコン・電算機等とソロバン手書処理は昔の事となりつつあり電子申告を求められる時代となりました。

第二に経済活動の複雑化とともに税理士の業務も複雑となり税理にもなお一層高い能力が求められるようになり一人の税理士ですべての税法に対応することが難しくなりつつあります。これからは税理士も法人税・所得税・相続税等の各々専門領域を掲げることとなる時代となっていくでしょう。

さらにはグローバル化の流れの中で外国に現地法人や事務所、工場等を設ける場合も多々出て来ています。

現地の事業活動でどんな税金がいくら課税されるか国外で課税された税金は国内の税金の計算上どの様に取り扱えばよいのか等、その知識を求められてきています。

また税理士業務は税理士の独占業務であり税理士以外の者は無償であってもこれを行うことが出来ません。

しかし、税理士事務所はつい最近まで個人営業でしたので所長の税理士が亡くなった場合、後継の税理士がいなければ税理士事務所を閉めなければなりません。この為平成13年の税理士法改正で「税理士法人」の道が開かれこの問題は解決されるとともに専門化、複雑化する業務への対応がより進んでいます。

今後は複数の税理士によるより専門領域を生かした体制作りが行なわれることとなるでしょう。

◆4月理事役員会議事録

1) 能登半島地震災害義援金の件。

特別基金積立金より10万円寄付。承認。

◆ニコボックスは次回掲載させていただきます。